

滝川市告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11の規定により、令和5年度及び6年度において、滝川市が発注する滝川市普通財産建物点検等委託業務に係る指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めたので、下記のとおり告示する。

令和7年1月20日

滝川市長 前田 康吉

第1 資 格

1 基本的資格要件

滝川市が発注する契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定又は滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領（平成26年滝川市要綱第12号）第3条若しくは第8条の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (2) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、道税及び市町村税を滞納している者。ただし、審査基準日の前日までに納期限の到来しているものに限る。

2 審査基準日

資格審査の基準日は、令和7年1月1日とする。

3 契約の種類による資格要件等

登録参加資格：住民情報システム等運用委託に係る契約

競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 審査基準日において、北海道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。
- (2) 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいる者であること。
- (3) 令和2年1月1日から令和6年12月31日までに、コンピュータシステムの開発・運用に関して実績を有していること。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び令和6年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 第1の1に定める要件に規定する者になったとき。
- (2) 第1の3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法及び提出書類等

1 申請の時期

申請の時期は、令和7年1月20日から令和7年1月31日までとする。ただし、土・日曜日・祝日は除くものとする。

2 申請の方法及び受付場所

(1) 申請には下記3に掲げる提出書類を作成及び添付し、A4ファイル(2穴のもの)を用意し綴じ込んだ上で、直接、提出しなければならない。

(2) 受付場所 滝川市役所6階 財政課

3 提出書類等

(1) 資格審査の申請は、滝川市独自様式(別記第1号様式)とする。

(2) その他の添付書類等(証明書等については、原則として申請日前3か月以内に交付されたものとする。また、証明書等の提出は複写可とする。)

① 納税証明書

ア 国税 ～・申請者が法人の場合は「納税証明書その3の3」

・申請者が個人の場合は「納税証明書その3の2」

イ 北海道が発行する納税証明書

ウ 市町村税 ～・申請者(契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等、連絡先がある場合はその連絡先となる営業所等)の所在地が滝川市内の場合は、滝川市が発行する市税完納等確認書(別記第2号様式)

・上記以外の場合、申請者(契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等)の所在地の市町村が発行する納税証明書

② 暴力団等の排除に関する誓約書(別記第3号様式)

③ 登記事項証明書(個人の場合は、申請者の住所を管轄する市町村長の発行する身分証明書)

④ 直前1年間の決算書

⑤ 委任状(代理人を選任した場合のみ必要)

⑥ 納税状況確認に係る承諾書

4 資格審査の再申請

(1) 競争入札参加資格者は、営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、その都度、資格審査の再申請を行わなければならない。

(2) 上記の再申請は、総務部財政課の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。